物流効率化法（物資の流通の効率化に関する法律）に基づく事業認定の仕組み

国土交通省

目的

○物流効率化法において、①流通業務総合効率化事業、②貨物自動車中継輸送事業に係る計画について、大臣認定を受けた者に対する支援の仕組みを設け、物流効率化を推進する。

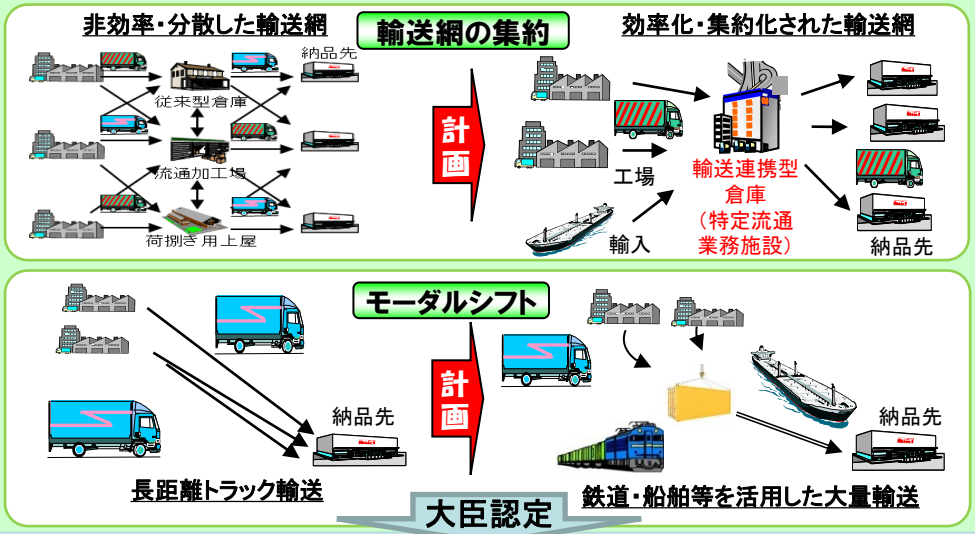
流通業務総合効率化事業の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）。

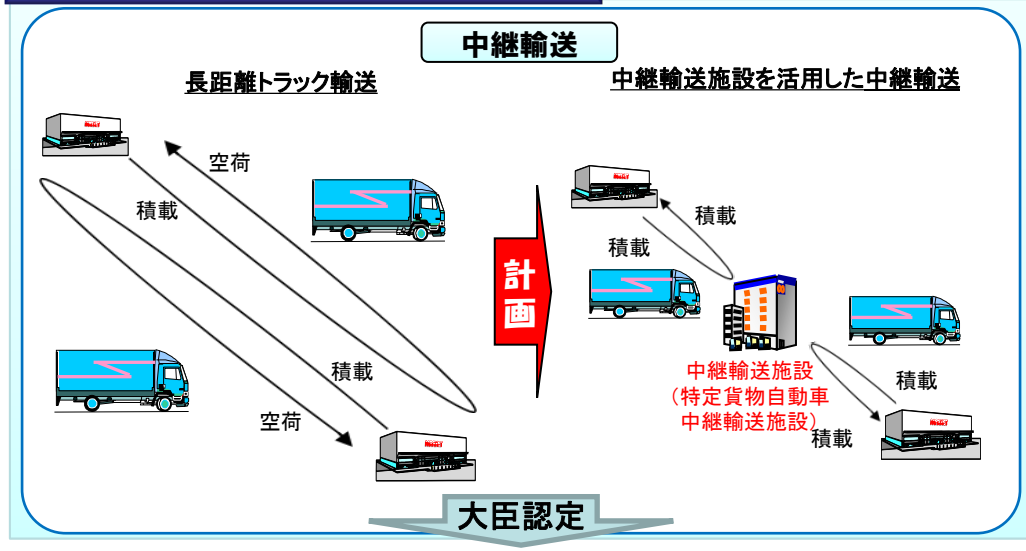
貨物自動車中継輸送事業の概要

二以上の一般貨物自動車運送事業者等が連携して、運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であって、特定貨物自動車中継輸送施設において、二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（貨物自動車中継輸送事業）。

流通業務総合効率化事業の例



貨物自動車中継輸送事業の例



流通業務総合効率化事業の支援措置

① 事業の立ち上げ・実施の促進
- 計画策定経費・運行経費の補助
- 事業開始に当たっての、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

② （独）鉄道・運輸機構による支援
- 事業実施のための資金の貸付け、融資

③ 立地規制に係る支援
- 施設の立地規制に関する配慮
  →市街化調整区域の開発許可に係る配慮

④ 金融支援
- 信用保険制度の限度額の拡充
- 長期低利子貸付制度
- 長期無利子貸付制度（主に中小企業向け）

貨物自動車中継輸送事業の支援措置

① 事業の立ち上げ・実施の促進
- 計画策定経費・運行経費の補助
- 事業開始に当たっての、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

② （独）鉄道・運輸機構による支援
- 事業実施のための資金の貸付け、融資

③ 立地規制に係る支援
- 施設の立地規制に関する配慮
  →市街化調整区域の開発許可に係る配慮

④ 施設整備への支援
- 特定貨物自動車中継輸送施設への税制特例
  →固定資産税：課税標準 1／2（5年間）